



島根県報

令和6年1月26日（金）

号外第8号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第59号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年1月26日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延長			
県 道	白上横田線	益田市白上町イ1361番9地先から同町イ1379番7地先まで	前	A	メートル 2.80～ 11.50	メートル 302.00	益田県土整備事務所 左記のA、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 トリプルウェイ解消 ダブルウェイ 市道移管 国道移管 土地所有者へ返還
				B	18.81～ 79.60	529.22	
		益田市白上町イ1379番7地先から同町イ1359番1地先まで	C	7.43～ 85.33	218.68		
		益田市白上町イ1361番9地先から同町イ1379番7地先まで	後	B	18.81～ 79.60	529.22	
				C	7.43～ 85.33	218.68	

島根県告示第60号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年1月26日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	375号	邑智郡美郷町長藤252番地先から同地先まで	メートル 72.63	令和6年 1月26日	県央県土整備 事務所	
〃	〃	邑智郡美郷町長藤265番1地先から同266番地先まで	150.80	令和6年 1月26日		